

高等学校等奨学給付金制度による家計急変世帯への支援について

● 家計急変世帯の支援の概要

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得世帯を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。失職・倒産その他特別な事情により家計急変が急変し、奨学給付金の対象世帯に相当すると認められる世帯（家計急変世帯）も給付金の支給対象となります。

● 家計急変世帯に該当する方

生徒・保護者等の全員が次の1・2の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

【保護者等】とは、申請日時点の生徒の親権者などで、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金（以下、「就学支援金等」という。）を申請する際に所得確認の対象となる方のことをいいます。親権者が2名いる場合は、2名が保護者等となります。また、生徒の親権者がいない場合は、生計維持者が保護者等となります。

1 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。

① 平成26年度以降に高等学校等（愛知県外の学校を含む）の1年生（1年次）に入学した方

② 7月1日時点で就学支援金等を受ける資格がある方*

*就学支援金等を受ける資格がない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。

2 保護者等の条件…①～③全てに当てはまる必要があります

① 失職、倒産その他特別な事情により家計が急変した方

家計急変の事由が、以下の対象となる事由に該当する場合であり、令和7年1月1日以降に家計急変の事由が発生した場合に申請することができます。

対象となる事由	・保護者等の失職（非自発的失業の場合に限る） ・破産・廃業（不法行為に起因する経営悪化等によらない場合に限る） ・負傷、疾病による休職・休業 ・震災・火災・風水害等の被災 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少
対象とならない事由	保護者等の非自発的失業に該当しない離職（定年退職、契約期間満了による退職、正当な理由のない自己都合退職等）、死亡、離婚、失踪、事故、等

② 以下のいずれかの世帯に相当すると認められる方

(1) 県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯

(2) 所得割額(*1)が18万2,500円未満(*2)の世帯

(3) 【専攻科のみ】 所得割額(*1)が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上(*3)の世帯

*1 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下同じ）

*2 専攻科は10万5,500円未満の世帯

*3 市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていること。

(1)の世帯に相当する世帯として認められるには、保護者等全員の収入見込み額が、世帯構成に応じて以下に定める額未満である必要があります。

※世帯構成とは、住民票上の世帯人員数ではなく、本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計です。

世帯構成	単身世帯	2人	寡婦・ひとり親	3人
年収見込み額	1,000,000円未満	1,700,000円未満	2,042,857円未満	2,216,000円未満
4人	5人	6人	7人	8人
2,716,000円未満	3,216,000円未満	3,704,000円未満	4,140,000円未満	4,576,000円未満

③ 申請日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*

*保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。

*愛知県外に住民票がある保護者等がいる場合でも、生徒と同居する保護者等の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請することができます。この場合、申請者となる者は愛知県内に住民票がある保護者である必要があります。

● 申請方法等

1 申請者

生徒の保護者等のうち1名（所得確認は保護者全員分を行います）

◇離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、就学支援金等の保護者等変更手続きを行う必要がありますので、在学する学校へお問い合わせください。

2 提出先

就学支援金等の申請書類を提出した学校へ、申請書類等を提出してください。

◇兄弟姉妹で別々の学校に在学する場合は、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。

◇県外学校に通っており、学校がとりまとめを行わない場合は、愛知県へ直接郵送してください。郵送事故が心配な場合は、書類の到着の確認がとれるよう、特定記録や簡易書留による郵便をご活用ください。なお、大量の申請書を取り扱っているため、電話による到達確認はお控えください。

3 申請期限

令和8年7月1日（水）から令和8年11月20日（金）まで

4 支給の方法

県から申請者名義の口座に支給します。支給は原則年1回、全額を支給します。（※支給時期を県にお問い合わせいただいてもお答えしかねます。決定しましたら通知を送付します。）

5 申請書類

◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。

①高等学校等奨学給付金（家計急変）支給申請書（様式1-3）

②保護者等の家計状況申告書（様式5-1～2）

③保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

失 職 の 場 合：雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票のいずれか
（上記のいずれも取得できない場合は退職証明書等及び事情書）

破 産 ・ 廃 業 の 場 合：破産手続開始決定通知書等、廃業等届出、のいずれか

負傷、疾病による休職・休業の場合：医師による診断書、休職又は休業中であることを証明する書類いずれも

震災等への被災の場合：罹災証明書

新型コロナウイルスの影響の場合：公的支援の受給証明書等（提出できない事情がある場合は事情書）、公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し、家計急変の発生した月とその前月の給与明細又は会計帳簿（家計急変前後の収入の比較ができるもの）
いずれも

④保護者等の家計急変の発生時期を証明する書類（③の書類で確認できる場合は省略可）

⑤保護者等の家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者の場合：会社作成の給与見込み（様式6-1）

事業所得者の場合：税理士等の作成した収入証明書（様式6-2）

⑥保護者等の家計急変前の収入を証明する書類

令和8（2026）年度分の課税証明書

⑦保護者等の扶養者の人数・年齢の確認できる書類

扶養誓約書（家計急変申請用）（様式7）

⑧口座振替申請書（様式2）

振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

⑨国籍・在留資格等申告書（様式3）

愛知県内の学校に在籍する場合、不要となることがあります。

——以下は、専攻科で所得割額が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯として申請する場合のみ——

⑩扶養親族申告書（様式10）

6 給付金支給額

（1）生活保護世帯・・・最大52,600円

（2）所得割額18万2,500円未満世帯・・・最大152,000円

（3）専攻科多子世帯・・・最大13,030円

※所得割額、国籍・在留資格等及び在籍する課程によって支給区分・支給額は異なる場合があります。

支給区分・支給額の詳細については愛知県私学振興室のHPをご覧ください。

○対象生徒が着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は、加算支給の対象となる場合があります。

◇上記の申請書類に加えて、制服の再購入に係る誓約書・証明書（様式9）及び罹災証明書の提出が必要です。なお、上記の申請書類を提出した後に災害等が発生し、加算支給を希望する場合は、その旨と連絡先電話番号を記載したメモを添付して提出してください。